

IASB会議報告(第76回会議)

IASB(国際会計基準審議会)の第76回会議が、2008年2月19日から21日までの3日間にわたりロンドンのIASB本部で開催された。今回のIASB会議では、概念フレームワーク(財務報告の目的及び質的特性)、国際会計基準(IAS)第37号(引当金、偶発負債及び偶発資産)の改訂、退職後給付(IAS第19号(従業員給付)の改訂)、資本と負債の区分、保険会計及びIFRSの年次改善についての検討が行われた。教育セッションはなかった。

IASB会議には理事13名が参加した(欠員の理事が1名)。本稿では、これらすべての議論の内容を紹介する。

1. 概念フレームワーク

現在フェーズA(財務報告の目的及び質的特性)の公開草案に向けた議論の最終段階にあるが、今回は、コメントに関連して親会社説と企業体説に関する議論をどのように取り扱うか、「忠実な表現」の構成要素として「正確性(accuracy)」を用いるか「無誤謬(free from error)」を用いるか、及び比較可能性の重要性をどのように強調するかという3つの論点の検討が行われた。

(1) 親会社説と企業体説

現在準備中の公開草案では、一般目的財務報告の目的は、企業の財政状態に関する情報を資本提供者(capital providers)に提供することとされ、いわゆる企業体説(entity perspective)が採用されている。そのうえで、必要に応じて、資本提供者の一部である親会社の株主にとって有用な情報も提供できるとされている。また、フェーズAで公表されたディスカッション・ペーパーの第1章「財務報告の目的」でも、企業体説を採用しているが、親会社説(proprietary perspective)と企業体説に関する議論が十分記述されていない。公開草案を作成する過程での議論では、フェーズD「報告企業」において、この問題を取り扱うことが予定されていた。しかし、フェーズDのドラフトでは、親会社説と企業体説について検討を加えているが、報告企業が財務諸表を作成するに当り対象とすべき企業の範囲ないし境界をどのように決定するかという点がフェーズDの中心議題であり、財務諸表を誰のために又は誰の視点で作成すべきかという議論は、フェーズDの論点ではないという分析をしている。ボードメンバーのほとんどが企業体説に基づくことが一般目的財務報告の目的に合致することに同意しているが、親会社説と企業体説に関する議論を概念フレームワークのなかで包括的に議論すべきであるとの関係者の指摘を受けて、この問題をどこで扱うかが議論された。

議論では、フェーズDでの分析結果を受けて、フェーズDでこの問題を取り扱うことは不適切であり、本来はフェーズAで扱うべきであるが、フェーズAが既に公開草案の段階なので、親会社説と企業体説に関する議論だけをどの章にも属さない独立した付録とすべきではないかといった検討が行われた。議論の結果、スタッフがこの問題に関する記述案を作成し、それを基に対応を決定することとされた。

(2) 正確性

ディスカッション・ペーパーの第2章「意思決定有用性のある財務報告情報の質的特性」では、「信頼性 (reliability)」を「忠実な表現 (faithful representation)」に代置することとしているが、これまでの議論では、「忠実な表現」は、その内容として中立性と完全性から構成されることとなっている。しかし、この2つの要素だけでは「忠実な表現」の内容を示すには不十分との認識から、ドラフト段階で、「正確性 (accuracy)」という要素を加えることが提案された。しかし、これに対しては、正確性はフランス語や中国語に翻訳するとその意味が変わってしまうという指摘があり、さらに、詳細さの度合い (level of precision) を示していると誤解し、不確実性が存在する状況下での見積もりなどでは、正確性は達成できないといった解釈がなされる恐れがあるという指摘があることが認識された (例えば、公正価値による測定は、その見積もりに不確実性が介入しているため、忠実な表現を満たさないと解釈される恐れがあることが懸念された)。議論の結果、IASBは、現行の概念フレームワークで既に用いられている「無誤謬 (free from error)」を用いることが暫定的に合意された。このため、正確性を支持するFASBと調整を図ることとなった。

(3) 比較可能性の取扱い

比較可能性は、現在「補強的質的特性 (enhancing qualitative characteristic)」の一部として位置付けられている。しかし、一部のボードメンバーから、比較可能性は非常に重要であり、補強的質的特性だとしても、その役割の重要性をより強調すべきではないかとの指摘があった。例えば、「同一経済事象に代替的会計処理を認めることは、比較可能性を損なうので、望ましいことではない」といった表現を用いるべきとの提案があった。これを受けて、スタッフが表現の変更を行うことが暫定的に合意された。なお、現時点での、質的特性の位置づけは下記のとおりである。

質的特性の分類	含まれる特性・構成要素
必須な質的特性	目的適合性 (relevance) (予測価値 (predictive value) 及び確認価値 (confirmatory value) を含む) 忠実な表現 (faithful presentation) (中立性 (neutrality) 及び完全性 (completeness) を含む。これに正確性又は無誤謬を加えるかどうかを検討中)

補強的質的特性	比較可能性 (comparability) (整合性 (consistency) を含む) 理解可能性 (understandability) 検証可能性 (verifiability) 適時性 (timeliness)
質的特性に対する制約条件	重要性 (materiality) 費用対効果 (benefits and costs)

2 . I A S 第 3 7 号 (負債、偶発負債及び偶発資産) の改訂

公開草案に対するコメントの検討が行われているが、今回は、円卓会議等で指摘された、

現在譲渡金額 (current transfer amount) 及び現在決済金額 (current settlement amount) は同じなのかどうか及び 認識のための蓋然性規準の 2 つが議論された。

(1) 現在譲渡金額と現在決済金額

2 0 0 7 年 1 2 月に引き続いてこの問題が議論された。

経緯

公開草案では、「企業は、非金融負債を、貸借対照表日において現在債務を決済又は譲渡するために第三者に対して合理的に支払うであろう金額で測定しなければならない。」と提案している。これに対して、貸借対照表日において、負債を当該債務の債権者との間で決済するために支払う金額 (現在決済金額) とその時点で負債を第三者に譲渡するために支払う金額 (現在譲渡金額) とに差異があるのかどうか及び もし差異があるとすると、その差異はどのようなものであり、また、2 つの測定金額を自由に選択できるのかといったコメントが寄せられた。2 0 0 7 年 1 2 月に議論が行われたが、結論に至らなかった。

今回の議論

今回スタッフからは、現在決済金額と現在譲渡金額の関係を次のように捉えてはどうかという提案がなされた。議論の結果、この考え方が暫定的に合意された。

- (a) 「決済」とは、貸借対照表日に債務の相手方に支払いを行うということであることを明確化する。
- (b) もし、「相手方と決済するために支払わなければならない金額 (現在決済金額) 」が、「現在債務を第三者に譲渡するために企業が支払う金額 (現在譲渡金額) 」と異なる場合には、「合理的に支払うであろう金額」は、この両者のいずれか低い金額になる。

また、これに関連して金額の見積りに当たっての考え方が明確化された。すなわち、I A S 第 3 7 号の対象となる負債にはほとんどの場合市場が存在しないので、企業は、第三者に譲渡するために支払う金額を自ら見積もらなければならない。その見積りに当たっては、次の 2 点を前提とする。

- ・ 金額の計算に当たっては、譲渡先である第三者は、当該債務に関して、企業と同じ情報

を持っていると仮定する。

- ・ 見積もりに当たっては、第三者の将来キャッシュ・フローの見積もりが企業のものとなっているという証拠がない限り、企業固有の将来キャッシュ・フローの見積もりを用いる。

また、将来キャッシュ・フローの見積もりに当たって調整するリスクについては、さらなるガイダンスを示さないことが暫定的に合意された。

(2) 認識のための蓋然性規準

現行 I A S 第 37 号では、財務諸表で認識すべき負債は、その決済のために経済的便益を支払わなければならない可能性が 50% 超 (probable) の場合に限られている。ところが、公開草案では、この蓋然性規準を削除することを提案している (キャッシュ・フローの実現の可能性は認識段階ではなく測定段階で考慮される)。受領したコメントでは、このような公開草案の提案に対して、負債の認識に当たり、蓋然性を求めている概念フレームワークと矛盾している、蓋然性規準は、認識のコストがその便益を上回るような負債の認識を避けるための実務的な配慮であり維持すべきである、といったものがあつた。

この論点については、既に何度か議論しており、受領したコメントの中に新たに検討を要するものがなかったため、蓋然性規準を削除するという提案を変更しないことが暫定的に合意された。

3. 退職後給付 (I A S 第 19 号)

I A S 第 19 号を改訂するためのディスカッション・ペーパーのドラフトに対してボードメンバーから寄せられたコメントについて議論された。

議論の結果、「拠出ベース約定 (contribution-based promise)」に関して、次の点が暫定的に合意された。

拠出ベース約定の測定では、企業が約定した給付を減額するかもしれないという可能性を含まずに行うという予備的見解が明示されているが、この意味を明確にする。すなわち、この意味は、信用リスク (負債を履行するために必要な支払いを企業が行えなくなる可能性) を含めるが、企業が過去に提供された従業員からのサービスに対して約定していた給付を減額するかもしれないという可能性は含めないということであることを明確にする。

また、欧州財務報告諮問グループ (E F R A G) と英国会計基準審議会 (A S B) が共同して作成した「年金の財務報告 (Financial Reporting of Pensions)」を公表したことをディスカッション・ペーパーで言及することが合意された。

4. 負債と資本の区分

このプロジェクトは、FASBとの修正共同プロジェクト(modified joint project)であり、FASBが2007年11月に公表した「資本の特徴を有する金融商品(Financial instruments with characteristics of equity)」という予備的見解をIASBも自らのディスカッション・ペーパーとして公表するための議論を行っており、2008年1月にIASBの議論は終了した。しかし、その後、2008年1月に、EFRAGからディスカッション・ペーパー「負債と資本の区別(Distinguishing between Liabilities and Equity)」が公表されたため、IASBのディスカッション・ペーパーでこの文献が公表されていることに言及すべきという提案がスタッフからあり、検討された。議論の結果、そのような内容を追加することが合意された。IASBのディスカッション・ペーパーは2008年2月28日に公表され、9月5日までコメントを求めている。

5. 保険会計

保険会計のディスカッション・ペーパーは、2007年5月に公表され、11月にコメントが締め切られた。今回は、受領したコメントに対する概括的な分析結果、多くのコメントに含まれていた2つの論点及び今後の作業計画について議論が行われた。

(1) コメントの概括的分析

今回は、次の8つの論点について、受領したコメントの概要が報告され、意見交換が行われた(詳細の記述は省略)。なお、暫定合意に達した事項はない。

- (a) 3つのビルディングブロックアプローチ
- (b) 測定属性
- (c) 保険契約者の行動及び将来の保険料
- (d) 有配当契約
- (e) 業績報告
- (f) その他の論点
- (g) 今後の予定とプロセス
- (h) 他のIASBプロジェクトとの関係

(2) 2つの論点

多くのコメントで共通している論点として次の2点があることが報告され、議論が行われたが、暫定合意に達した事項はない。

- (a) 論点1: 保険契約の会計処理の目的は、保険契約を全体として1つと見て会計処理すべ

きか、それとも保険契約が作り出す個別の権利及び義務を会計処理すべきか。保険契約を構成する権利と義務に分けて会計処理するという考え方では、保険契約に含まれる権利及び義務を識別し、次いで、それら権利及び義務が資産及び負債として認識できる規準を満たしているかどうかという判定を行い、それらを満たすものが資産及び負債として認識される。一方、保険契約全体を会計処理すべきだという考え方では、契約全体が認識規準を満たせば、契約全体を１つの単一の資産又は負債として認識することになる。前者はディスカッション・ペーパーで採用された考え方であるが、後者の考え方を支持するコメントが多く寄せられた。

- (b) 論点２：保険負債の測定に当たり、保険契約者との決済を行うという概念を用いて、貸借対照表日での測定を行うべきかどうか。ディスカッション・ペーパーでは、保険負債は、期末に現在出口価値で測定することとし、ユニットリンク契約のように保有する資産の成果が保険負債の支払いに反映されるものを除き、将来キャッシュ・フローの見積もり、割引率及びリスクマージンという３つのビルディングブロックを用いて現在出口価値を計算するという提案をしている。これに対して、保険契約の場合、保険負債を第三者に譲渡することが通常行われていないので、現在出口価値は適切ではないというコメントが多かった。また、現在出口価値は、企業固有のキャッシュ・フローを用いることを排除しているといった指摘や信用リスクを反映している点に対する反対意見もあった。

(3)今後の作業計画

F A S B がいつ参加の決定をするかによって、今後のプロジェクトの作業計画は影響を受けるが、F A S B の参加を考慮しないベースで、公開草案を作成するまでに最低でも 8 回の議論が必要であるという作業計画案が示され、議論が行われた。スタッフからは、現時点で、公開草案の公表時期を予測することが困難である点が説明された。

6 . I F R S の年次改善

今回、初めての年次改善プロジェクトに対するコメントの分析が行われた。今回は、受領したコメントのうち、全般的なものの分析、個別の改善提案に対する今後の対応及び作業計画の検討が行われた。

(1)全般的なコメントの分析

個別の年次改善項目以外に、年次改善のあり方全般に対しても次のようなコメントが寄せられた。

- (a) 初めての公開草案に含まれている事項は、編集上の変更 (editorial changes)、改

善（improvements）及びその他の変更（other changes）に分けることができ、これらの内容に応じて、改善プロジェクトに含めることが適切かどうか、また、含める場合にはどのようなデュー・プロセスを選定すべきかといったプロジェクトの範囲について検討すべきである。ただ、比較的小さな変更を一つにまとめて改善するという手法には賛成が多かった。今回、この問題は、将来別途改めて検討することが暫定的に合意された。

- (b) 公開草案では、今回の年次改善提案事項をすべて適用する場合で、IAS第1号（財務諸表の表示）（2007年改訂）が同一期間に適用される場合に限って、早期適用ができると提案されているが、これに対しては反対が多く、個別の基準の改訂ごとに早期適用を認めるべきとの指摘が多かった。また、原則遡及適用となっているが、新たな要求項目では、将来に向かって適用する方が妥当な場合があるとの指摘があった。この問題は、将来検討されることとされた。
- (c) 年次改善の提案の帰結として改訂が必要な、イントロダクションや結論の背景の記述が十分ではないという指摘があった。
- (d) デュー・プロセスに関連して、年次改善が、重要な事項に関するIFRSを裏口から変更する手段となることに対する懸念や公開期間が90日では短すぎるとのコメントがあった。この問題は、別途検討される予定である。

(2) 個別の改善提案に対する今後の対応

受領したコメントの分析から、すべての改善提案を検討することが困難と判断され、次のように分けて検討することが暫定的に合意された。

- (a) 改訂内容に広い支持があり、そのまま改訂を行っていいもの。これに該当するものとして16の改訂提案（明細は省略）が示され、そのまま改訂することが暫定的に合意された。
- (b) 更なる検討が必要であるが、2008年5月の期限までに完成させるもの。これらに該当するものとして、今回8つの改訂提案が検討された。また、2008年3月にも引き続き、一部の改訂提案が検討される予定である。
- (c) 更なる検討が必要であり、2008年5月の期限までに完成できないもの。これに含まれるものには、IFRS第1号の再編成、IAS第1号の準拠性に関するステートメント、転換社債の長短区分、IAS第17号の土地及び建物のリースの区分及び偶発賃借料、IAS第39号のデリバティブの定義の変更及び貸付金の期限前償還ペナルティの取扱いがある。これらは、将来の検討にもよるが、独立した改訂事項として取り上げられる可能性がある。また、IFRS第1号の再編成は、単独の改訂基準として公表することが暫定的に合意された。

年次改善プロジェクトの改訂内容は、2008年5月までに完成させ、公表される。そし

報告事項（２）

て、この内容は、電子版の I F R S には直ちに反映されるが、書籍版の I F R S への反映は、翌年のバンド・ボリュームからとなる。なお、年次改善プロジェクトによる改訂事項は、翌年の 1 月 1 日に発効する。

以 上

（国際会計基準審議会理事 山田辰己）